

北九州市被災文化芸術施設支援事業（以下「当制度」という。）に係る Q & A

減免対象となる民間施設

Q ライブハウスとはどういった施設か？

A 明確な定義はありませんが、音響装置や照明装置を備え、主にロックやジャズなどのライブやその他イベントを行う、比較的小型で立ち見中心のコンサートホールなどをいいます。

Q 被災までの過去1年間の、有料で施設を貸し出して行う事業開催実績を有することの目安は？

A 有料でのホールレンタル等による公演及び展示会を、毎週末や月に数回の開催実績を有する施設を対象施設として想定しています。申請時に開催実績について記載していただきます。年に数回といった施設（店舗）は対象となりません。

Q 他の目的業種と併設の場合、展示スペースが独立していることとは？

A 飲食店の中にギャラリーがあり、展示スペースが壁などで仕切られておらず、独立したスペースとなっていない場合は対象となりません。可動式のパーティション等で仕切られているのであれば、対象となります。

その他、飲食店以外の施設で、ギャラリーを併設している施設についても同様です。

Q 収容人員はどのように考えたらよいのか？

A 施設が HP 等で掲載し一般的に公表している人員、又は過去の公演開催時の最大収容人員としてください。

Q これから施設を開設する場合は対象となるのか？

A 事業開催実績を有する施設が対象となるため、新規で施設を開設した時点では実績が無いため対象となりません。

Q 減免対象となる民間施設の確認書及び添付資料等は、事業実施の都度、提出する必要があるのか？

A 確認書及び添付資料等は、当制度の当初申請時のみの提出で結構です。以降、各民間施設運営者のみなさまが事業を実施される際には、様式第1号：認定申請書（Word・Excelファイルの2種類とも）のみの提出で結構です。

Q 施設が対象となるのか事前に確認したい。

A 以下まで、電話かEメールでお問い合わせください。

北九州市市民文化スポーツ局文化企画課

電話：093-582-2391（平日8時30分～17時15分）

E-mail：shi-bunkakikaku@city.kitakyushu.lg.jp

減免対象となる事業

Q 公演等が終了した事業も対象となるのか？

A 当制度開始以降の、認定を決定した事業が対象となります。

Q 北九州市との共催等により市有施設の使用料等が減免（例えば施設使用料が5割減免）される場合、当制度の認定が決定されれば、共催等に係る減免に加えて8割減免（上記5割減免後の使用料の金額から、さらに8割減免）されるのか？

A 他の減免又は助成を受けた場合は、当制度の減免対象となりません。
どの制度を適用されるかは、申請者の任意です

Q 認定申請書を提出したいが、市有施設の使用料等の金額が分からない。

A あらかじめ、使用する市有施設と、予約や、使用する器具・設備等についての協議を行い、使用料の金額を確認のうえ認定申請書に記入、提出してください。

Q 実績報告書を提出したいが、市有施設に支払った使用料等の金額が分からない。

A 以下まで、電話かEメールでお問い合わせください。

北九州市市民文化スポーツ局文化企画課

電話：093-582-2391（平日8時30分～17時15分）

E-mail：shi-bunkakikaku@city.kitakyushu.lg.jp

減免限度額等

Q 期間10日間を予定している展示会だが、上限額はどうなるのか？

A 最初の7日間（1週目）及び残りの3日間（2週目）、それぞれ上限額は50万円となります。

Q 週末2日間だけの展示会を予定しているが、対象となるのか？

A 1週間未満の展示も対象です。上限額は1週あたり50万円です（日割りはしません）。

Q 1週間連続しての公演だが、助成は1回分とみなされるのか？

A 連続した1つの公演は1回分として申請することができ、連続5日分まで減免を受けることができます。

Q 期間6週間を予定している展示会だが、対象となるか？

A 1つの展示で連続5週まで、1週につき最大50万円まで助成されます。

Q 当制度の認定決定前に市有施設の使用を申請のうえ、使用料を支払った後に、当制度の認定が決定された場合には、支払済の使用料のうち減免分（8割）は返還されるのか？

A 既にお支払いいただいた使用料の返還については、各市有施設の規定によります。（当制度の認定決定により、減免分が返還される訳ではありません）

被災された文化芸術施設の運営者のみなさまにおかれましては、文化芸術事業の実施に当たり当制度の適用をご希望の場合には、各市有施設に対し使用申請、使用料のお支払いをされる前に、必ず、北九州市市民文化スポーツ局文化企画課にご連絡いただき、当事業の申請等を行ってください。

Q 事業の当日等に、使用する器具・設備の変更があった場合、減免金額や、支払う使用料はどのように取り扱われるのか。

A 減免金額は、各市有施設の減免対象とする使用料の確定金額の8割となりますので、事業終了後、確定した使用料に応じ各市有施設において、器具・設備使用料等のお支払いなどを行ってください。

- Q 当制度の認定決定、減免後の使用料を市有施設に支払った後に認定を取り消された場合、そのうえでも予定どおり市有施設で事業を実施する際には、減免された分の使用料（8割）を追加で支払う必要があるのか。
- A 各市有施設の指定する方法等により、減免された分の使用料を追加でお支払い（合計のお支払い金額は、減免前の使用料の金額となります）ください。

申込方法、期間等

- Q いつから、また、どのように申請できるのか？
- A 申請は令和5年2月16日から、持参、又は郵送で受付（平日8時30分～17時15分）をスタートします。申請書等は北九州市のホームページからダウンロードが可能です。ダウンロードできる申請書等、電子ファイルにより送付できる資料はEメールでの提出も可能です。
- 【提出先】
北九州市市民文化スポーツ局文化企画課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
（お問い合わせ）
電話：093-582-2391（平日8時30分～17時15分）
E-mail：shi-bunkakikaku@city.kitakyushu.lg.jp
（様式等ダウンロード）
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26501472.html>
- Q 認定申請書等は、いつまでに提出すればよいのか？
- A 各市有施設が定める使用料等のお支払い期限の、1週間前までに提出してください。
- Q 動画配信での公演を考えているが、当制度の認定決定後1年以内に配信を行う必要があるのか？
- A 動画配信の場合、当制度の認定決定後1年以内に配信を行った事業が対象となります。また、報告書に配信コンテンツサービス事業者との取引履歴資料等、動画配信を行ったことが確認できる資料を添付していただきます。